



鳥羽市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更した。

平成23年7月11日

鳥羽市長 木田久主一

- 1 鳥羽市安楽島町字中潟に編入する区域
鳥羽市安楽島町字中潟 661 の 8 地先公有水面埋立地 947.29 平方メートル
鳥羽市安楽島町字中潟 661 の 8、661 の 20 地先公有水面埋立地 330.54 平方メートル
- 2 鳥羽市菅島町字口ノ島に編入する区域
鳥羽市菅島町字口ノ島 307 の 12 地先公有水面埋立地 222.16 平方メートル
鳥羽市菅島町字口ノ島 307 の 12、字村山 315 の 2 地先公有水面埋立地 20,425.59 平方メートル
- 3 鳥羽市菅島町字中村谷に編入する区域
鳥羽市菅島町字根村谷 45 の 1、字中村谷 46 地先公有水面埋立地 61.89 平方メートル
- 4 鳥羽市菅島町字城山に編入する区域
鳥羽市菅島町字小村 104、字城山 112、112 の 5、112 の 6、字トウマ 115、115 の 1、149 地先公有水面埋立地 4,598.99 平方メートル
- 5 鳥羽市菅島町字大日山に編入する区域
鳥羽市菅島町字大日山 151 の 13、151 の 14、151 の 18 地先公有水面埋立地 5,391.05 平方メートル
- 6 鳥羽市石鏡町字深浜に編入する区域
鳥羽市石鏡町字焼山 336 の 1、字深浜 341 の 13 から 341 の 15 まで地先公有水面埋立地 569.73 平方メートル



鳥羽市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更した。

平成23年7月11日

鳥羽市長 木田久主一

1 鳥羽市安楽島町字中潟に編入する区域

鳥羽市安楽島町字中潟 661 の 8、661 の 17、661 の 20 の地先公有水面埋立地
439.07 平方メートル

鳥羽市安楽島町字中潟 661 の 8 の地先公有水面埋立地 214.23 平方メートル

2 鳥羽市安楽島町字大カタに編入する区域

鳥羽市安楽島町字細田 481 の 16、481 の 20、字中潟 661 の 8 の地先公有水面埋立地 177.03 平方メートル

3 鳥羽市安楽島町字細田に編入する区域

鳥羽市安楽島町字細田 481 の 20、字中潟 661 の 8 の地先公有水面埋立地
31.84 平方メートル